

議員提出議案第2号

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び川崎市議会議規則第13条の規定により提出いたします。

平成24年12月10日

川崎市議会議長 大島 明様

提出者 川崎市議会議員 浅野文直

〃 菅原進

〃 東正則

〃 竹間幸一

〃 松川正二郎

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例の一部を改正する条例

川崎市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償額並びにその支給条例（平成20年川崎市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第124条第1項」を「第131条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

川崎市議会会議規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例を制定するものである。